

# 住民票の写し等交付請求書 \*請求には本人確認書類が必要です。

(宛先) 佐世保市長

—	
---	--

□には、該当するものにチェック□してください。

**\*消えるボールペンは使用しないでください。**

令和	年	月	日
----	---	---	---

本人・同一世帯員以外の方からの請求は、委任状が必要です。

どなたの証明が何通必要ですか	住所		町	番地
	佐世保市		丁目	番 号
	方書			
	フリガナ		生年月日 <small>(外国人住民の方のみ西暦)</small>	
氏名		大・昭・平・令・西暦		
住民票の写し		住民票除票の写し	記載事項証明	その他の証明
全部 <small>(世帯分)</small>	一部 <small>(個人分)</small>		一人分 通	(証明)
通	通	通	世帯分 通	通
記載が必要なものにチェックしてください。				
□本籍・筆頭者 □世帯主名・続柄 □個人番号(マイナンバー) □住民票コード				
外国人住民の方のみ記載できる事項で必要な場合にチェックしてください。				
□国籍・地域 □在留資格・期間・満了日 □第30条の45区分 □在留カード等番号				

偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に科せられます。

請求者	上記の方との関係	□本人 □同一世帯員 □その他( )
	□上記住所と同じ	電話番号は必ずご記入ください。
	住所	電話
□上記氏名・生年月日と同じ	生年月日 <small>(外国人住民の方のみ西暦)</small>	
フリガナ	大・昭・平・令・西暦	
氏名	法人の場合は、代表者印を押してください。	

窓口に来られた方(請求者と違うとき)	住所	電話
	フリガナ	生年月日 <small>(外国人住民の方のみ西暦)</small>
氏名	大・昭・平・令・西暦	

請求の理由	何に使われますか <small>(提出先など具体的に)</small>	住民票の写し等へ上記以外に特に記載してほしい事項がある場合は、こちらにご記入ください。
	□運転免許証 □公営住宅申込 □年金申請 □児童扶養手当	

免・個力・パ・在力・特永・障・療育・年・身 □頭・他( )	受付	審査
----------------------------------	----	----

## 住民票の写し等の交付請求にあたっての注意事項

- 1. 本人確認書類について**  
窓口にくられた方についてご本人確認を行っております。マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を、この請求書と一緒に受付窓口にご提出ください。法人請求の場合は、上記に加えて社員証が必要です。
- 2. 住民票の写しの記載内容について**  
①住民票の写しには、本籍地、筆頭者氏名、世帯主名とその続柄の記載を必要とするチェックが無い限りその記載は省略されますので、記載が必要な方は該当箇所にチェックをつけてください。  
なお、請求の理由によっては、記載できない場合もございます。  
②外国人住民の方については、本籍と筆頭者氏名は記載されません。  
③その他特に記載が必要な事項については、その旨をお書きください。
- 3. 権限確認書類について**  
窓口にくられた方が代理人の場合には、委任状等の代理権限を証明する書類が必要です。後見人・保佐人等の場合にも、権限を証明する書類が必要です。
- 4. 請求の理由の記載について** (記載枠に記入できない場合は裏面にご記入ください)  
1) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合は、その提出先と提出を必要とする理由を記載してください。  
2) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。  
上記以外の理由で請求される場合も、住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。  
なお、請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提出を求められる場合がございます。
- 5. 罰則**  
偽り、その他不正な手段により、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。また、偽りその他不正な手段により閲覧をした者は、30万円以下の過料に科せられます。
- 6. 個人番号カード・住民票コードはご本人又は同一世帯員の方の請求のみ記載できます。**  
代理人の方には個人番号・住民票コード記載の住民票の写しは交付できません。郵便料金をご負担いただき、委任状(ご本人)の住所に郵送します。

※ご不明な点などございましたら、戸籍住民窓口課までお尋ねください。